

徳之島町農業委員会

第4回定例会

議事録

令和6年4月15日

徳之島町農業委員会会議事録

1. 開催日時 令和6年4月15日（月）午前9時30分から

2. 開催場所 1階多目的ホール

3. 議事日程

第1 議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について（5件）

第2 議案第14号 農地法第5条許可申請議案について（1件）

第3 議案第15号 農地中間管理権及び利用権設定について（1件）

4. 委員

出席 12人 欠席 2人

1番	出席	白 山 明	8番	出席	崎 田 広 光
2番	欠席	平 山 正 也	9番	出席	林 慶 造
3番	出席	藤 田 喜 文	10番	出席	川 畑 政 一
4番	出席	為 島 良 一	11番	欠席	嘉 山 杏 奈
5番	出席	嶺 田 正 秀	12番	出席	琉 和 榮
6番	出席	内 博 行	13番	出席	武 島 光 子
7番	出席	木 場 友 広	14番	出席	原 田 辰 法

5. 農地最適化推進委員

出席 3人 欠席 0人

1番	出席	林 誠 一 郎	3番	出席	泰 良 誠
2番	出席	福 洋 一			

6. 事務局職員

局長	白 坂 貴 仁
次長	川 田 隆 博
主事	米 島 武勇幾

議長

おはようございます。

令和6年4月の農業委員会定例会を始めたいと思います。

本日は②番委員、⑩番委員から欠席の報告を受けておりますが、委員の過半数の出席がありますので本会は成立いたします。

本日の署名委員は、⑥番委員と⑦番委員となっておりますので宜しくお願い致します。

本日提案された議案は、農地法第3条許可申請議案が5件、農地法第5条許可申請が1件、農地中間管理権及び利用権の設定についてが1件、合計7件となっております。議案は一括して事務局が説明することにいたします。補足などがありましたら審議の段階で担当委員からお願い致します。

それでは議案番号農地法第3条の規定の許可申請について、受付番号15号から19号まで事務局の方で宜しくお願い致します。

事務局

はいそれでは、事務局の方から説明致します。説明の前に訂正を致したいと思っております。申し訳ありません。

轟木の〇〇〇〇さん〇〇歳となっておりますが、〇〇歳です。すいません。

それでは受付番号15号、轟木の〇〇〇〇さん〇〇歳、譲受人花徳の〇〇〇〇さん〇〇歳、申請区分面積が畑の8,050㎡、権利取得後の面積が8,050㎡の贈与の受贈です。農業の廃止で、新規就農です。〇〇〇〇さんの〇〇になるそうです。

受付番号16号、亀徳の〇〇〇〇さん〇〇歳。譲受人亀徳の〇〇〇〇さん〇〇歳。申請区分面積が、2,381㎡。権利取得後の面積が2,381㎡。贈与の受贈、規模縮小で新規登録となっております。現在も親子で農業をして来られたという事です。

受付番号17号、兵庫県、〇〇〇〇さん〇〇歳。譲受人亀津の〇〇〇〇さん〇〇歳。申請区分が1,090㎡、権利取得後の面積が35,472㎡の認定農家です。農業の廃止で規模拡大です。

受付番号18号、亀津の〇〇〇〇さん〇〇歳。譲受人が亀津の〇〇〇〇さん〇〇歳。申請区分面積が、548㎡。権利取得後の面積が548㎡の農業の縮小で新規登録です。この件につきましては、〇〇〇〇さんの〇〇さんであります〇〇〇〇さんなんですが、亡くなられた後に相続をしまして大分昔に土地を買われたみたいなんですが登記をなかってなかったという事で今回上がってきています。現況は、畑になっております。

受付番号19号、亀津の〇〇〇〇さん〇〇歳。譲受人が亀津の〇〇〇〇さん〇〇歳。申請区分面積が2,791㎡。権利取得後の面積が15,260㎡の農業の廃止、

規模拡大〇〇万の反あたり〇〇万円です。〇〇にあたるそうです。

審議の程、宜しくお願い致します。

議長

それでは質疑に入ります

受付番号15号について、質疑のある方挙手をもって宜しくお願い致します。

(特に声なし)

無ければ質疑を打ち切ります。採決致します。受付番号15号について、賛成の方の挙手をもって宜しくお願い致します。

はい全会一致と言う事で許可する事に致します。

続きまして、受付番号16号について質疑に入ります。質疑のある方は挙手を持ってお願い致します。

(特に声なし)

無ければ質疑を打ち切ります。採決します。

受付番号16号について、許可する事に賛成の方は挙手を持って宜しくお願い致します。

(全員挙手)

はい全会一致です。許可致します。続きまして受付番号17号について質疑に入ります。

⑧番委員

宜しいですか。補足なんですけど、この〇〇さんは〇〇歳高齢で、体調悪くて体調がちょっと不良でと言う事で、〇〇さんの方に畑を買って欲しくないかと言う事で話しがあったもんで、〇〇さんが(聞き取れない)

他委員

反あたりいくら

事務局

〇〇万 〇〇万だったと思います。

議長

他に質疑はございませんか

議長

(特に声なし)

なければ質疑を打ち切ります。採決します。受付番号17号について許可する事に賛成の方の挙手をお願い致します。

(全員挙手)

はい許可致します。

続きまして受付番号18号について質疑に入ります。質疑のある方挙手を持って宜しくお願い致します。

(特に声なし)

なければ質疑を打ち切ります。採決します。受付番号18号について許可する事に賛成の方の挙手を持ってお願い致します。

(全員挙手)

はい許可致します。続きまして受付番号19号について質疑に入ります。質疑のある方は挙手を持って宜しくお願い致します。

(特に声なし)

無ければ質疑を打ち切ります。採決します。受付番号19号について許可する事に賛成の方は、挙手を持って宜しくお願い致します。

(全員挙手)

はい許可する事に致します。議案13号終わります。

続きまして議案第14号農地法5条許可申請について、事務局の方で宜しくお願い致します。

事務局

はい事務局の方から説明致します。受付番号4号譲渡人が亀津の〇〇〇〇

申し訳ありません。逆です。譲渡人が亀津、〇〇〇〇。譲受人が亀津〇〇〇〇です。申し訳ございません。不動産の表示が、亀津の〇〇〇〇、地目が畑、面積が3,129㎡。理由につきましては、鹿児島県大島支庁徳之島事務所発注工事において、申請地の権利を設定し、現場事務所及び資材置き場を構築するため一時転用の申請があがっております。この件につきましては、昨年10月の定例会にかけまして、11月から3月まで一時転用の許可を致しております。工事の継続に伴い、また4月から10月までの一時転用の5条の申請があがってきております。審議の方宜しくお願い致します。

議長

受付番号4号について質疑に入りたいと思います。質疑のある方挙手を持って宜しくお願い致します。

(特に声なし)

なければ質疑を打ち切ります。採決します。受付番号4号について承認する事に賛成の方は挙手を持って宜しくお願い致します。

(全員挙手)

はい全会一致と言う事で承認する事に致します。

続きまして議案15号、農地中間管理権及び利用権の設定について事務局より宜しくお願い致します。

事務局

はい事務局の方から説明をします。2ページ目をご覧ください。権利の設定については、譲受人が2名、譲渡人が1名となっております。〇〇〇〇さんが受け手で花徳の〇〇〇〇、1,156㎡。契約が、令和6年7月から令和11年6月の5年間、所有者に直接払いとなっております。所有者は、〇〇〇〇さんです。続きまして受け手が、〇〇〇〇さん。亀津の〇〇〇〇番地、農地が〇〇の〇〇の2筆となっております。同じく使用貸借で、令和6年7月1日から令和13年6月30日の7年間、所有者に直接払いとなっております。審議の方宜しくお願い致します。

議長

はい受付番号2号について質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手を持って宜しくお願い致します。

議長

(特に声なし))

無ければ質疑を打ち切ります。採決致します。受付番号2号について承認する事に賛成の方は挙手を持って宜しくお願い致します。

(全員挙手)

はい全会一致と言う事で承認する事に致します。

以上で定例会は終了致します。

令和6年4月15日

署名委員

内 博 行

木 場 友 広